## 《無災害表彰の申請について》2025年2月28日(金)迄に

☆ 無災害表彰規定により 2025 年 2 月 2 8 日(金)迄に申請されたものを、 令和 7 年度総会終了後に表彰いたします。

無災害対象期間は2024年1月~12月

- ☆ 表彰の基準は別表の通りです。
  - (例) 鋳物業、従業員15名の場合 業種は、第4群、別表第4群の30人未満をみますと420日です。 従って、暦年の1年と55日で該当致します。
- ☆ <u>表彰基準に達した事業場は、所定用紙(裏面のものコピー可)で</u> 西尾労働基準協会へ申請して下さい。

業種別 • 規模別無災害日数表 (別表)

規模	80 人	80 人	50 人	30 人	10 人	5 人
業種	以上	未満	未満	未満	未満	未満
第1群	800	900	1000	1200	1800	2500
第2群	380	420	480	600	800	1200
第3群	350	380	420	500	600	800
第4群	280	350	380	420	500	600

- 第1群 電気機械器具製造業・計量器・光学機械・時計等製造業・製糸業・ その他各種事業
- 第2群 食料品製造業・繊維工業又は繊維製品製造業・印刷又は製本業・化学工業・ 輸送用機械器具製造業・ガラス又はセメント製造業・ビルメンテナンス業
- 第3群 機械器具製造業・金属精錬業・非鉄金属精錬業・陶磁器製品製造業 めっき業その他の製造業・清掃・火葬又はと畜の事業
- 第4群 鋳物業・金属製品製造業又は金属加工業・金属材料品製造業・ その他の窯業又は土石製品製造業・貨物取扱事業 木材又は木製品製造業・船舶製造又は修理業・ほ装工事業・建築事業・ 既設建築物設備工事業・機械装置の組立て又はすえつけの事業・採石業 その他の建設事業